

有価証券報告書の訂正報告書

(金融商品取引法第24条の2第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成18年4月1日
(第138期) 至 平成19年3月31日

株式会社 サクラダ

(E01360)

第138期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

有価証券報告書の訂正報告書

- 本書は金融商品取引法第24条の2第1項に基づく報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成20年8月26日に提出したデータに頁を付して出力・印刷したものであります。

株式会社 サクラダ

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年8月26日

【事業年度】 第138期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

【会社名】 株式会社サクラダ

【英訳名】 SAKURADA CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 曾田 弘道

【本店の所在の場所】 千葉県市川市二俣新町21番地

【電話番号】 047 (328) 3145 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部担当 足立 薫彦

【最寄りの連絡場所】 千葉県市川市二俣新町21番地

【電話番号】 047 (328) 3145 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部担当 足立 薫彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第138期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書及び平成19年10月15日に提出いたしました第138期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の訂正報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、金融商品取引法第24条の2第1項の規定に基づき、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

1～8 (略)

9 記載なし

(訂正後)

1～8 (略)

9 中間配当

当社定款において、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当ができることを定めております。これは、中間配当を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を可能にすることを目的とするものであります。